

離島及びへき地訪問看護提供体制強化・育成事業について

【事業の目的】

訪問看護サービスの提供体制が十分でない離島及びへき地にある訪問看護事業所に対して、訪問看護師の育成支援を実施することにより、訪問看護師の確保及び定着を図り、また、質の高い専門的な訪問看護（小児及び精神科訪問看護、感染症対策等）を提供できる体制を整備する。

【補助対象事業者】

県内の訪問看護サービスの提供体制が十分でない離島及びへき地にある訪問看護事業所とする。

(注意)

「訪問看護サービスの提供体制が十分でない離島及びへき地」とは、次のいずれかの地域とする。

- ・離島市町村
- ・訪問看護事業所の地域偏在のある地域（訪問看護事業所が 1 か所のみの町村、小児等の専門的な対応が可能な訪問看護事業所が少ない地域、又は、地理的条件等により訪問看護業務にかかる移動が非効率な地域など）

○対象地域

北部圏域市町村、中部圏域（金武町、宜野座村、恩納村）、南部圏域離島町村、宮古圏域市村、八重山圏域市町

【事業内容】

訪問看護師の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費（報償費、旅費、負担金）について、訪問看護師の育成支援を行う訪問看護事業所に対し補助を行う。（ただし、訪問看護師の研修計画等を作成する事業所に限る。）

【補助の対象経費、基準額及び補助率】

対象経費	基準額	補助率
・外部研修受講のための旅費、負担金（研修受講料） ・外部講師（研修及び同行訪問等）への報償費及び旅費	(1)本島内事業所 1 施設あたり 150 千円 (2)離島事業所 1 施設あたり 300 千円	1/2

【申請に必要な書類】

- (1) 令和 6 年度沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付申請について（様式 1）
- (2) 所要額調書（別紙 1）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙 2）
- (4) 支出予定額内訳書（別紙 3）
- (5) 事業計画書（別紙 4）
- (6) 交付決定前着手届（様式 5）※交付決定前に事業を実施する場合に提出
- (7) その他必要な書類 担当者登録票、その他必要な資料

(参考)

「補助金交付に係る一連の流れ」

補助金交付申請書の提出（様式 1）
交付決定前着手届※の提出（様式 5）

（訪問看護事業所⇒県）

※交付決定前に事業を実施する場合に提出



補助金交付決定通知（県⇒訪問看護事業所）【10～11月頃】

※事業内容に変更がある場合（県までご相談ください）

補助金交付変更申請書の提出（様式 3）（訪問看護事業所⇒県）



補助金交付変更決定通知（県⇒訪問看護事業所）



補助金実績報告書の提出（様式 7）（訪問看護事業所⇒県）【事業終了～翌年 4 月 10 日までに提出】

（実績報告書の提出時に、証明資料等の写し※の提出が必要になります。）

※外部研修受講に係る旅費・受講料の領収書、外部講師に係る謝金やその旅費支払明細書など



補助金交付額の確定（県⇒訪問看護事業所）【翌年 5 月頃】

※実績報告書を精査し、補助金額を確定し通知します。



補助金の交付（県⇒訪問看護事業所）【翌年 5 月頃】

※補助金額の確定後、指定の口座に補助金を支払います。

消費税及び消費税に係る仕入控除税額報告書の提出（様式 2）（訪問看護事業所⇒県）

※事業完了後(翌年度)に提出してください。